第五十七条の次に次の一条を加える。

（関係都道府県知事等の協力）

第五十七条の二　関係都道府県知事等（社会福祉法人の事務所、事業所、施設その他これらに準ずるものの所在地の都道府県知事又は市町村長であつて、当該社会福祉法人の所轄庁以外の者をいう。次項において同じ。）は、当該社会福祉法人に対して適当な措置をとることが必要であると認めるときは、当該社会福祉法人の所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

2　所轄庁は、第五十六条第一項及び第四項から第九項まで並びに前条の事務を行うため必要があると認めるときは、関係都道府県知事等に対し、情報又は資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

第五十八条の見出しを「（助成等）」に改め、同条第四項中「第五十六条第五項から第七項まで」を「第五十六条第九項から第十一項まで」に改める。

第五十九条第一項中「事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を、」を「次に掲げる書類を」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第四十四条第五項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面

二　事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

第六十五条第五節中第五十九条の次に次の二条を加える。

（情報の公開）

第五十九条の二　社会福祉法人は、次に掲げる書類を各事務所に備え置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

一　定款

二　前条各号に掲げる書類

2　社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一　第三十一条第一項若しくは第四十三条第一項の認可を受けたとき、又は同条第三項の規定による届出をしたとき　定款の内容

二　前条の規定による届出をしたとき　前項第二号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める書類の内容

（厚生労働大臣及び都道府県知事の支援）

第五十九条の三　厚生労働大臣は、都道府県知事及び市長に対して、都道府県知事は、市長に対して、社会福祉法人の指導及び監督に関する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

第九章の章名を次のように改める。

第九章　社会福祉事業等に従事する者の確保の促進

第八十九条第一項中「が適正に行われることを確保する」を「の適正な実施を確保し、社会福祉事業その他の政令で定める社会福祉を目的とする事業（以下この章において「社会福祉事業等」という。）の健全な発達を図る」に、「社会福祉事業に」を「社会福祉事業等に」に、「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同条第二項第一号中「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同項第二号中「社会福祉事業を」を「社会福祉事業等を」に、「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同項第四号中「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に改める。

第九十条（見出しを含む。）及び第九十一条中「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に改める。

第九十二条中「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改める。

第九十三条第一項中「社会福祉事業に」を「社会福祉事業等に」に、「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改める。

第九十四条第一号中「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に改め、同条第二号中「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同条第三号中「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に改め、同条第四号中「社会福祉事業の」を「社会福祉事業等の」に、「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同条第五号中「社会福祉事業に」を「社会福祉事業等に」に改め、同条第六号中「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に改め、同条第七号中「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改める。

第九十五条（見出しを含む。）及び第九十九条中「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改める。

第百条第二号中「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同条第三号中「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に改め、同条第四号中「社会福祉事業の」を「社会福祉事業等の」に、「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同条第七号中「社会福祉事業等従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改める。

第百一条中「社会福祉事業に」を「社会福祉事業等に」に、「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改める。

第百三条第一号中「社会福祉事業を」を「社会福祉事業等を」に、「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同条第二号中「社会福祉事業を」を「社会福祉事業等を」に、「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同条第三号及び第四号中「社会福祉事業を」を「社会福祉事業等を」に、「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同条第五号中「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改める。

第百五条中「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に改める。

第百九条第六項中「なければ、」を「ないのに」に改める。

第百二十一条中「第五十六条第四項」を「第五十六条第八項」に改める。

第百三十三条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条に次の二号を加える。

七　第五十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

八　第五十九条の二第一項の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同項の規定による閲覧を拒んだとき。

別表都道府県の項中「及び第四項（第四十三条第二項、第四十六条第四項及び第四十九条第三項において準用する場合を含む。）」を削り、「、第三項及び第四項（第五十九条第二項において準用する場合を含む。）」を「及び第三項」に、「から第四項まで及び第五項」を「、第四項から第八項まで及び第九項」に、「第五十九条第一項」を「第五十九条」に改め、同表市の項中「から第四項まで及び第五項」を「、第四項から第八項まで及び第九項」に、「第五十九条第一項」を「第五十九条」に改め、同表町村の項中「第五十六条第五項」を「第五十六条第九項」に改める。

第二条　社会福祉法の一部を次のように改正する。

「第三節　機関
第一款　機関の設置（第三十条）
第二款　評議員等の選任及び評議員会（第三十一条）
第三款　評議員及び評議員会（第三十二条）
第四款　理事及び理事会（第三十六条）
第五款　監事（第四十五条）
第六款　会計監査人（第四十五条の四）
第七款　役員等の損害賠償責